

神田警察通り沿道整備推進協議会設置要綱（案）

平成 23 年 9 月 日
23 千ま神地発第 号

（目 的）

第 1 条 この要綱は、神田警察通り及びその沿道地域の魅力を高め、まちの賑わいを創出するために策定した「神田警察通り沿道まちづくり整備構想」の実現に向けて、具体的な取組み等について協議するため、神田警察通り沿道整備推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議事項）

第 2 条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 神田警察通りの道路整備等に関すること。
- (2) 神田警察通り沿道のまちづくり等に関すること。
- (3) その他、協議会が必要と認めること。

（構 成）

第 3 条 協議会は、区長が委嘱する別表 1 に掲げる者をもって構成する。

（会長及び副会長）

第 4 条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により、副会長は、会長が指名により選任する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会 議）

第 5 条 協議会は、会長が招集する。

（関係者の出席）

第 6 条 会長は、必要があると認めるときは委員以外の者に対して、協議会への出席を求めることができる。

（部会の設置）

第 7 条 協議会の下に、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員のうち会長が協議会の意見を聴いて指名する者で構成する。
- 3 前項のほか、部会は、委員以外の者を部会員として加えることができる。
- 4 部会についての詳細は、別途定める。

(事務局)

第8条 協議会の事務は、まちづくり推進部神田地域まちづくり課が担当するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等、必要な事項については、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年9月 日から施行する。

別表1

神田警察通り沿道整備推進協議会委員の構成

	所 属	役 職 名	氏 名	備 考
委員	学識経験者			
委員	学識経験者			
委員	一神町会			
委員	錦町三丁目町会			
委員	錦町三丁目第一町会			
委員	錦町二丁目町会			
委員	錦町一丁目町会			
委員	内神田美土代町会			
委員	司町二丁目町会			
委員	司一町会			
委員	内神田旭町々会			
委員	多町一丁目町会			
委員	多町二丁目町会			
委員	神田鍛冶三会町会			
委員	神田駅西口商店街振興組合			
委員	千代田区観光協会			
委員	千代田区	まちづくり推進部長		
委員	千代田区	景観・都市計画課長		
委員	千代田区	道路公園課長		
委員	千代田区	まちづくり推進部副参事		
	警視庁 神田警察署			オブザーバー
	警視庁 万世橋警察署			オブザーバー
	千代田区	神保町出張所長		オブザーバー
	千代田区	神田公園出張所長		オブザーバー